

令和元年度第1回東北大学医療安全監査委員会報告書

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、東北大学病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの説明の聴取を行うことによつて報告を求め、また、現場を巡視することによつて現状を確認することにより、監査を実施しました。

- ・日 時：令和元年7月30日（火） 14：00～16：00
- ・場 所：3号館7階共用会議室
- ・委員長：武田 和憲（社会保険診療報酬支払基金宮城支部医療顧問）
- ・委 員：嶋森 好子（岩手医科大学看護学部長）
- ・委 員：三輪 佳久（齊藤・笹村法律事務所弁護士）
- ・委 員：原 忠篤（東北医科薬科大学病院病院長補佐（事務部部长））

2. 監査の内容及び結果

○東北大学病院の医療安全について

I. 特定機能病院の承認要件見直し

以下の項目について説明があった。

- (1) 医療安全管理責任者の配置
- (2) 専従に係る経過措置
- (3) 診療内容のモニタリング
- (4) 全死亡例報告等
- (5) 内部通報窓口の設置
- (6) 医薬品安全管理の強化
- (7) 管理者の医療安全管理経験
- (8) マネジメント層向け研修受講
- (9) 監査委員会による外部監査
- (10) 相互のピアレビュー
- (11) インフォームド・コンセントの実施
- (12) 診療録等の管理
- (13) 高難度新規医療技術の管理
- (14) 未承認薬等の管理
- (15) 職員研修の必須項目の追加等

II. 医療安全推進室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) GRM ラウンド
- (2) 医療倫理コンサルテーション
- (3) レポートの未読対応

○院内巡視

- ・西7階病棟

上記の部署を巡視し、業務の内容や実施状況を確認した。

3. 総括

特定機能病院の医療安全に係る承認要件の見直し及び進捗状況を確認したが、承認要件の全ての項目を満たしており、特定機能病院として、ふさわしい医療安全管理体制が確立されていることを確認した。

また、更なる医療安全の取り組みとして、インフォームド・コンセント運用委員会や医療倫理コンサルテーションが始動しているが、更なる活動の推進を期待したい。

西7階病棟の巡視においては、インフォームド・コンセント及び行動制限の状況と記録を確認した。

特に、行動制限については、多くの病院が、身体拘束に限定しているが、東北大学病院は、より広い範囲で、モニター監視等を含めた規定を作成して対応を行っており、今後は、鎮静剤による行動制限も含めた運用を検討するとのことであり、大変な業務であるとは思いますが、これからも医療安全に尽力願いたい。

令和元年8月7日

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会
委員長 武田 和憲